

I H I グループ調達基本方針

I H I グループは、「I H I グループ基本行動指針」に基づき、以下のとおり調達活動を推進していきます。

(公平・公正な取引)

第1条 I H I グループは、国内外から、意欲と競争力のあるお取引先に対してオープンに競争の機会を提供します。また、品質、価格、納期、技術開発力、経営状況等を総合的かつ公正に評価し、選定を行います。

(お取引先との相互繁栄)

第2条 I H I グループは、お取引先を価値創造のパートナーと位置づけ、最適な品質・価格・納期を確保し安定調達を実現することを通じて、お取引先と信頼関係を構築し相互の競争力強化と繁栄を目指します。

(法令の遵守と社会的責任への対応)

第3条 I H I グループは、関連法規を遵守します。また、社会的な責任にも応えるため、品質・価格・納期などの基本要件に加え、人権・労働・安全衛生・環境・情報管理にも十分配慮するC S R調達を推進します。

お取引先へのお願い

I H I グループは事業活動を推進するうえで、品質・価格・納期の基本要件に加え、人権・労働、安全衛生、環境、情報セキュリティなども十分配慮しながら、お取引先と協働して社会的責任を果たしていくC S R調達に取り組みます。つきましては、貴社におかれましても、別紙「I H I グループ取引先行動指針」に従ったC S R活動を推進いただきますよう、ご協力をお願い致します。

なお、貴社のC S R活動の状況を確認させていただくことがありますので、ご了解をお願い致します。

IHI グループ 取引先行動指針

目次

はじめに	3
1. 法令遵守と国際規範の尊重	4
1.1. 法令遵守と国際規範の尊重	4
2. 人権・労働	4
2.1. 強制労働の禁止	5
2.2. 児童労働の禁止	5
2.3. 非人道的な扱いの禁止	6
2.4. 差別行為の禁止	7
2.5. 適切な労働時間管理	8
2.6. 適切な賃金と手当	8
2.7. 結社の自由・団体交渉権	8
3. 安全衛生	9
3.1. 安全な職場	9
3.2. 緊急時への備え	9
3.3. 労働災害・労働疾病	9
3.4. 産業衛生	10
3.5. 身体的負荷のかかる作業への配慮	10
3.6. 工場設備の安全対策	10
3.7. 施設の安全衛生	10
3.8. 安全衛生のコミュニケーション	11
3.9. 労働者の健康管理	11
4. 環境	11
4.1. 気候変動への対策	11
4.2. 水資源の適正管理	12
4.3. 化学物質の適正管理	12
4.4. 廃棄物の適正管理	12
4.5. 生物多様性の保全	12
5. 公正取引・倫理	13
5.1. 腐敗防止・不適切な利益授受等の禁止	13
5.2. 情報の開示	13
5.3. 知的財産の尊重	13
5.4. 公正なビジネスの遂行	14
5.5. 通報者の保護	14
6. 品質・安全性・供給の確保	14
6.1. 製品の安全性の確保	14
6.2. 品質管理	15
6.3. 安定供給	15
6.4. 製品事故や契約不適合への対応	15

7. 情報セキュリティ.....	16
7.1. サイバー攻撃に対する防御.....	16
7.2. 個人情報の保護.....	16
7.3. 秘密情報の保護.....	16
8. 競争力の強化.....	17
8.1. 競争力の強化.....	17
9. 社会課題の解決.....	17
9.1. 地域社会への貢献.....	17
9.2. グローバルな社会課題の解決.....	17
10. 管理体制の構築.....	18
10.1. マネジメントシステムの構築.....	18
10.2. サプライチェーン全体での推進.....	18
10.3. 鉱物資源の責任ある調達.....	18
10.4. 適切な輸出入管理.....	18
10.5. グリーバンスメカニズム.....	19
10.6. 取組状況の開示・提供.....	19

はじめに

IHIグループでは、『IHIグループ調達基本方針』の理念を追求すべくCSR調達活動を推進しておりますが、本指針はその理念を具体化したものとなります。貴社におかれましては、本指針を尊重していただくとともに、より一層、CSR活動を推進していただきますよう宜しくお願いいたします。

本指針のお願い事項をより明確にするために、お願いレベルを以下のとおり区分けしています。

“義務”：「～なりません」は確実な法令遵守が要求される項目です。法令、規則、契約、人権等の分野で使用されています。

“要望”：「～べきです」は積極的に取り組んでいただきたい項目です。企業のCSR活動が強く求められ、または、共通認識が国際的に普及している項目に対して使用されています。

“期待”：「～望まれます」はご協力いただきたい項目です。持続的なサプライチェーンを構築するうえで重要な項目に対して使用されています。

なお、本指針でいう労働者とは一般従業員、臨時従業員、契約従業員、派遣従業員、パートタイマー、インターン、その他の雇用・就労形態で業務に従事するすべての者（学生、技能実習生等の外国籍・移民労働者を含む）を指します。

1. 法令遵守と国際規範の尊重

事業を行う国や地域の法令を遵守し、国際規範を尊重してください。

1.1. 法令遵守と国際規範の尊重

- 貴社が事業を行う国や地域において適用される法令を遵守しなければなりません。
- また、関連法令の遵守に留まらず、国際規範を尊重する必要があります。

【解説】

- 適用される法令には、例えば、各国・地域の会社法、競争法、下請関連法、貿易関連法、個人情報保護法、知的財産権法、環境関連法等が含まれます。
 - 国際規範には、例えば、国際連合の「国際人権章典」、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「SDGs (持続可能な開発目標)」、経済協力開発機構 (OECD) の「多国籍企業行動指針」、国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、「多国籍企業宣言」等が該当します。
-

2. 人権・労働

労働者の基本的人権を尊重し、適切な労働環境を提供してください。

2.1. 強制労働の禁止

【解説】

- 債務労働や人身取引を含め、いかなる形態の強制労働もさせてはなりません。
- ILO の定義によれば、強制労働とは、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、その者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務を指します。処罰とは、監禁、暴力による威嚇やその行使、労働者が職場の外に自由に出ることの制限を含みます。脅威とは、被害者の家族に危害を加える旨の脅迫、不法就労者の当局に対する告発、最終的に賃金が支払われるとの期待の下に労働者を職場に留める目的で行われる賃金不払を含みます。
- 特に外国籍・移民労働者（技能実習生を含む）の場合には、パスポートや労働許可証等の身分証明書を取り上げたり、移民労働者の出身国および受入国の法令が定める範囲を超えて雇用または斡旋にかかる手数料等の費用を負担させたりしてはなりません。
- また、すべての労働は自発的に行われなければならない、労働者の自由意思による離職の権利を尊重しなければなりません。

2.2. 児童労働の禁止

【解説】

- 最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。
- また、18歳未満の若年労働者を夜間労働や時間外労働のほか、健康や安全を害する可能性のある危険有害業務に従事させてはなりません。
- 最低就業年齢は、ILO の条約で定義されている最低就業年齢または現地法令の定める最低就業年齢のどちらか高い方を適用すべきです。
- ILO によると、危険有害業務とは、若年労働者（最低就業年齢以上で18歳未満の労働者）の健康、安全または道徳を損なうおそれのある業務を指します。例えば、以下に列举するような業務には、若年労働者が従事してはなりません。
 - 坑内や危険な高所における業務
 - 危険な機械等の使用や重い荷物の運搬を伴う業務
 - 危険有害な物質、熱、騒音、振動等を伴う業務
 - 肉体的、心理的、性的な虐待にさらす業務

2.3. 非人道的な扱いの禁止

- 労働者の人権を尊重し、仕事の世界における暴力とハラスメントに該当する非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。

【解説】

- ILO は、「仕事の世界における暴力とハラスメント」を以下のように定義しています。
 - 身体的、精神的、性的または経済的害悪を引き起こすことを目的とした一定の許容できない行為・慣行またはその脅威である（結果として身体的、精神的、性的または経済的害悪を招くものや招く可能性のあるものを含む）
 - 単発のものと反復的なものの双方を含む
 - ジェンダーに基づく暴力およびハラスメントを含む

2.4. 差別行為の禁止

- 差別もハラスメントも行ってはなりません。
- また、差別の禁止に留まらず、多様な個性・価値観を有する個人の能力を最大限発揮できる職場を作ることが望まれます。

【解説】

- ここでいう差別とは、ある特定の事由を利用してあるべき通常の取り扱いと異なったことをすることを指します。
- 特定の事由とは、宗教や政治上の意見等の思想・信条に関する事柄、雇用形態、学歴、妊娠、育児、軍役経験等の個人の選択が尊重されるべき事柄および人種、皮膚の色、性、民族的出身または社会的出身等の個人が選択できない生来の属性を指します。
- 例えば、賃金支給、昇進、報酬、教育、採用や雇用慣行において、差別してはなりません。
- あるべき通常の取り扱いでは待遇均等を原則としますが、特定の業務についてその固有の要件に基づく区別、除外、優先は差別とみなしてはなりません。例えば、ILO によると以下に列挙する区別は容認もしくは正当とみなされます。
 - 技能や努力に基づく区別
 - 教育年数や労働時間の違いを反映した報酬の格差
 - 歴史的差別を是正することを目的とする政策の遵守
 - 健康や母性に関するものを含め、法令で定める特別の保護措置または扶助措置
 - 待遇均等の原則を守るための特別の措置や差異への対応
- ハラスメントに関する定義は、2.3 項の解説をご参照ください。
- 労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する必要があります。
- IHI グループでは、多様性（ダイバーシティ）の推進に積極的に取り組んでいます。貴社についても同様の取り組みが望まれます。

2.5. 適切な労働時間管理

- 法令で定められている限度を超えて労働させてはなりません。
- また、国際的な基準を考慮したうえで、労働者の労働時間や休日を適切に管理すべきです。

【解説】

- 法令に基づき、労働時間、休日、休憩の付与を適切に行わなければなりません。
- 仕事と生活をバランスよく両立させながら働くことができるよう、労働時間の適切な管理を含め、ワークライフバランスに配慮した労働環境の整備が望まれます。
- 国際的な基準の一例である Responsible Business Alliance (RBA) の行動規範では、緊急時や非常時を除き、週間労働時間が時間外労働を含めて 60 時間を超えてはならないと規定しています。

2.6. 適切な賃金と手当

- 労働者に支払われる報酬に関して、適用されるすべての法令を遵守しなければなりません。
- また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）を支払うべきです。

【解説】

- 法令に基づき、最低賃金以上の賃金や時間外労働に関する報酬を適切に支払い、不当な賃金控除を行ってはなりません。
- 生活賃金とは、法定の最低賃金とは別に、企業等の自主的な取り組みとして、最低限の生活水準の維持に必要な賃金として算定する賃金です。

2.7. 結社の自由・団体交渉権

- 法令を遵守したうえで、組合結成・加入の自由および団体交渉の権利といった労働者の権利を尊重しなければなりません。
- また、このような活動に参加しない労働者の権利も尊重しなければなりません。

【解説】

- 現地法令で結社の自由や団体交渉権に制限がある場合は、法令で許される範囲で労働者の権利を尊重しなければなりません。
- 労働組合が存在しない場合にも、雇用者は労働者の代表と対話するべきです。

3. 安全衛生

労働災害を未然に防止し、労働者の安全と健康が確保された職場を形成してください。

3.1. 安全な職場

【解説】

- 法令を遵守したうえで、業務上の安全上のリスクを特定・評価し、適切な設計、技術、管理手段を採用することにより、安全を確保しなければなりません。
 - また、安全な職場を確保するための必要最低限の取り組みに加え、労働・安全水準の継続的向上に努めるべきです。
- 業務上の安全上のリスクとは、電気・ガス・その他のエネルギー、火気、車両、落下物等による、事故や健康障害等の発生頻度と重さの組み合わせを指します。
 - 適切な設計や技術・管理手段とは、以下の段階的制御によるリスクの除去または低減を指します。
 - ① 危険因子の排除または安全な材料・方法等への代替
 - ② 工学的制御
 - ③ 運用での管理
 - ④ 個人保護具の提供
 - また、妊娠中の女性および授乳期間中の母親に対して安全衛生の観点で合理的な配慮をするべきです。

3.2. 緊急時への備え

【解説】

- 法令を遵守したうえで、人命・身体の安全を損なう災害・事故等を、その発生可能性も含めて特定し、適切に対応できるようにする必要があります。
- 労働者および資産の被害を最小限にする緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備等の設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行うべきです。
 - 緊急事態が発生した際には、すべての訪問者、役員および労働者の安全確保に努めるべきです。

3.3. 労働災害・労働疾病

【解説】

- 法令を遵守したうえで、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じるべきです。
- 適切な対策の例として、発生した労働災害の原因の究明および再発防止策の実施等が挙げられます。

3.4. 産業衛生 <ul style="list-style-type: none">法令を遵守したうえで、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行うべきです。	【解説】 <ul style="list-style-type: none">適切な設計、工学的制御、運用での管理によって、段階的にリスクを除去するか、低減する必要があります。段階的制御の詳細は、3.1項をご参照ください。こうした手段でリスクを十分に低減できない場合、適切に維持・管理された適切な個人保護具を労働者に提供する必要があります。また、3.1項と同様、妊娠中の女性および授乳期間中の母親に対して安全衛生の観点で合理的な配慮をするべきです。
3.5. 身体的負荷のかかる作業への配慮 <ul style="list-style-type: none">法令を遵守したうえで、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価し、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する必要があります。	【解説】 <ul style="list-style-type: none">適切な管理の例として、人間工学に基づく作業環境の整備、手順等の改善、定期的な小休止、教育・訓練、作業補助具の提供、複数名での作業の分担や協力等が挙げられます。
3.6. 工場設備の安全対策 <ul style="list-style-type: none">法令および貴社内のルールを遵守したうえで、労働者が業務上使用する工場設備について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を講じるべきです。	【解説】 <ul style="list-style-type: none">適切な安全対策の例として、安全機構の採用（フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロック等）、ロックアウト・タグアウト、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な点検・検査と保全の実施等が挙げられます。
3.7. 施設の安全衛生 <ul style="list-style-type: none">法令を遵守したうえで、労働者に提供される寮・食堂・トイレ等の施設の安全衛生を適切に確保する必要があります。	【解説】 <ul style="list-style-type: none">安全衛生の適切な確保の例として、施設の定期的かつ適切な清掃・点検、清潔な飲料水や食材（食事を提供する場合）の確保・提供、十分な数・面積の清潔なトイレや寮の確保等が挙げられます。

3.8. 安全衛生のコミュニケーション

【解説】

- 法令を遵守したうえで、労働者が被る可能性のある職場の様々な危険について、適切な安全衛生情報と教育・訓練を提供するべきです。
 - また、法令を遵守したうえで、労働者から安全に関わる意見を収集し、必要な対策を講じ、結果をフィードバックする仕組みを設けるべきです。
- 労働者の理解できる言語で、安全衛生関連の情報を、職場および施設内に明確に掲示するか、労働者が確認、アクセスできる場所に表示するべきです。
 - 教育・訓練は、雇い入れ時、作業の変更時等のほか、定期的実施するべきです。

3.9. 労働者の健康管理

【解説】

- 法令を遵守したうえで、すべての労働者に対し、適切な健康管理を行うべきです。
- 適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断等を実施し、労働者の疾病の予防と早期発見を図ることを指します。

4. 環境

環境に関連する規制を遵守するとともに、社会情勢や社会的要請に留意し、環境負荷を低減するような活動への積極的な取り組みを行ってください。

4.1. 気候変動への対策

【解説】

- CO₂をはじめとする温室効果ガスについて削減目標を設けるべきです。
 - CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量を把握する体制構築が望まれます。
 - 貴社およびサプライチェーンにおいて、エネルギーを効率的に使用する省エネ活動と、より環境負荷の低いエネルギー使用を推進する活動に取り組むことが望まれます。
- IHIグループでは、2050年のカーボンニュートラルを目指す日本政府の方針に沿って、工場・事務所、サプライチェーン等におけるCO₂排出量の削減に取り組んでいます。貴社でも同様の取り組みが望まれます。

4.2. 水資源の適正管理

【解説】

- 水資源の取水源および排水先を特定するとともに、使用にあたり取水源および排水先への影響を最小限にとどめることが望まれます。
 - 水資源は、節水と再利用に努めることが望まれます。
 - 取水量および排水量について監視することが望まれます。
 - 法令に定められる場合は、排水の質について監視および管理しなければなりません。
- 水の使用状況および排水状況を監視し、環境の汚染を防止することが望まれます。
 - 法令に定めのない場合においても、排水の質を監視および管理することが望まれます。

4.3. 化学物質の適正管理

- 法令に従い、大気および土壌への汚染防止に取り組まなければなりません。
- 法令に従い、化学物質の受け入れから廃棄に至るまで厳重に管理しなければなりません。
- 法令等で規制された禁止物質を使用してはなりません。
- 法令で定められている場合、製品に含まれる特定化学物質を管理しなければなりません。

4.4. 廃棄物の適正管理

- アスベスト（石綿）やPCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害物質含有廃棄物を含め、廃棄物の処理は法令に従って適切に行わなければなりません。
- 廃棄物発生量を監視することが望まれます。
- 法令に定められる場合、廃棄物の収集・運搬や処分に関する委託契約の確認をしなければなりません。
- 廃棄物は3R（Reduce、Reuse、Recycle）を推進することが望まれます。

4.5. 生物多様性の保全

【解説】

- 生物多様性の保全に取り組むことが望まれます。
- 事業を行う地域の周辺環境に配慮し、野生動物植物種の保全に取り組むことが望まれます。
-

5. 公正取引・倫理

法令を遵守するとともに、倫理的な行動をとり、公平・公正な取引を行ってください。

5.1. 腐敗防止・不適切な利益授受等の禁止

【解説】

- 不適切な利益を取得するために、直接的あるいは間接的に価値のあるものを与えたり、受け取ったりすることは、その約束や申し出を含めて行ってはなりません。
- 過度な贈答・接待やあらゆる種類の贈収賄を行ってはなりません。
- 事業活動における利益相反を回避しなければなりません。
- 過度の贈答や接待とは、社会的儀礼の範囲を超えて不当に高額や高頻度である贈答品や接待を指します。
- 現地法令の如何に関わらず、公務員等に対する贈賄は行ってはなりません。
- 法令を遵守したうえで、公務員に対するものであるか否かに関わらず、ファシリテーションペイメントを含む不当・不合理な費用負担や寄付を行うべきではありません。
- 利益相反とは、個人または特定の関係者の利益が事業の公正な意思決定に影響を及ぼし、適正な取引が阻害される状況を指します。

5.2. 情報の開示

【解説】

- 法令を遵守したうえで、経営方針、経営状況、リスク情報等の社会に公表すべき情報の開示が望まれます。
- 法令で開示が求められている情報は、適切に開示しなければなりません。
- ESG（環境・社会・ガバナンス）情報を含め、法令上の義務でない場合にも、経営方針や経営状況、リスク情報等の情報を開示することが望まれます。

5.3. 知的財産の尊重

【解説】

- 法令を遵守したうえで、貴社の知的財産を保護するとともに、他者の知的財産権を尊重すべきです。
- 知的財産権は、法令に定められた権利で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等が該当します。知的財産には、知的財産権に加えて、営業秘密・技術上のノウハウ等が含まれます。

5.4. 公正なビジネスの遂行

- 公正な競争・取引に関する法令を遵守しなければなりません。
- 反社会的勢力との関係を排除しなければなりません。

【解説】

- 競争法等の公正な取引に関する法令を遵守し、カルテルや入札談合等の競争制限的合意、不公正な取引方法、不当表示等を行ってはなりません。
- 製品やサービスに関するカタログ等の表示や広告宣伝では、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含んではなりません。
- 虚偽の報告や回答、文書の改ざんを行ってはなりません。
- 反社会的勢力とは、日本においては、暴力、威力および脅迫的または詐欺的手法等を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する集団や個人を指します。また、テロリスト等の社会的秩序や安全に悪影響を与える集団や個人との関係も排除しなければなりません。

5.5. 通報者の保護

- 通報者の通報内容の機密性、通報者が希望する場合の匿名性を確保し、通報したことを理由に不利益な扱いを受けることから保護しなければなりません。

6. 品質・安全性・供給の確保

適切な品質と安全性を備えた製品・サービスを、安定的に確保・供給できる生産体制および危機管理体制を整備してください。

6.1. 製品の安全性の確保

- 法令で定める安全基準を満たし、十分な製品の安全性を確保できる設計・製造・販売を行わなければなりません。

【解説】

- トレーサビリティ（材料・部品・工程等の履歴）等の管理による製品の安全性の確保が望まれます。

6.2. 品質管理

- 製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法令を遵守するのみならず、IHI グループの品質要求を満足しなければなりません。

【解説】

- IHI グループは「IHI グループ品質宣言」を发出して、サプライチェーンも含めて品質保証体制と品質マネジメントを強化しています。貴社でも同様の取り組みが望まれます。

6.3. 安定供給

- 製品・サービスを、安定的に確保・供給できる体制を構築することが望まれます。

【解説】

- 貴社の製造設備や労働者の負荷を定期的にモニターし、能力を超えることが予想される場合は適切な対策を講じることが望まれます。
- 貴社のお取引先の製造設備や労働者の負荷調査を定期的に行うこと、および、万が一に備え、複数の供給元から購入する体制を構築することが望まれます。
- 災害時や伝染病等の緊急事態が発生した場合においても、安定供給が継続できるような体制の構築が望まれます。

6.4. 製品事故や契約不適合への対応

- 製品事故が発生した場合や製品の安全性に関わる情報を入手した場合は、速やかに調査を実施して情報を開示し、規制当局への連絡と報告を含む適切な措置を行わなければなりません。
- IHI グループへ出荷した製品・サービスが貴社の品質基準、品質規定や IHI グループが求める要求を満足しない場合は、速やかに IHI グループへ報告するとともに、調査を実施し、適切な措置を行わなければなりません。

【解説】

- 製品事故とは、製品の欠陥により生じた事故で、生命もしくは身体に危害を及ぼした事態、または及ぼしうる事態を指します。

7. 情報セキュリティ

取引上の秘密情報、会社の経営情報や技術情報等を確実に保護するために、情報の適正な管理と情報セキュリティの維持・向上に取り組んでください。

7.1. サイバー攻撃に対する防御

【解説】

- 法令を遵守したうえで、サイバー攻撃からの脅威に対する防御策を講じて、貴社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。
- サイバー攻撃による情報の漏洩や改ざん、情報システムの停止等のトラブルの防止に努めるべきです。
- サイバー攻撃を受けた場合に、迅速に復旧するための計画を策定しておくことが望まれます。

7.2. 個人情報の保護

- 貴社の顧客、お取引先、消費者、労働者等すべての個人情報について、法令を遵守し、適切に管理・保護しなければなりません。

7.3. 秘密情報の保護

【解説】

- 貴社の顧客やお取引先等の秘密情報を不正・不当に取得、利用または開示したり、漏洩したりすることがないよう、適切に管理・保護しなければなりません。
 - 貴社の秘密情報についても漏洩することがないよう、適切に管理・保護しなければなりません。
 - IHI グループから開示または提供された秘密情報が漏洩した場合、または、漏洩の可能性が排除できない場合は、速やかに IHI グループの発注部門に連絡しなければなりません。
- ここでいう秘密情報とは、仕様書・データ・図面・製品・試作品・サンプル等の技術資料・技術情報、および営業上の情報のうち、以下のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 提供元の許可なく開示してはならない旨明示された書類や物品
 - ② 電子メール等のネットワーク通信または電磁的・光学的記憶媒体等の媒体により開示された情報で、当該情報を表示または印刷する際に提供元の許可なく開示してはならない旨が明示されるもの
 - ③ これらの全部または一部の転写物、複写物および複製

8. 競争力の強化

相互の競争力の強化のために、課題や目標を共有し、情報提供や提案等を実施してください。

8.1. 競争力の強化

【解説】

- 競争力強化のための課題や目標を IHI グループと共有したうえで、最適な材料・技術・工法等の情報提供、ならびに Value Engineering (VE すなわち価値工学) やコスト低減に係る積極的な提案を行うことが望まれます。
- 「IHI グループ調達基本方針」では、IHI グループのお取引先を価値創造のパートナーと位置づけ、信頼関係を構築し、相互の競争力強化と繁栄を目指しています。

9. 社会課題の解決

持続可能な社会の実現に貢献するために、地域とグローバルの双方で社会課題の解決に向けた取り組みを実施してください。

9.1. 地域社会への貢献

- 地域社会の発展に向けて、地域の人びととのコミュニケーションを重視し、それぞれの地域の社会課題の解決に向けた貢献を行うことが望まれます。

9.2. グローバルな社会課題の解決

- 気候変動への対策や、事業を通じて関わる人びとの人権尊重等を通じて、地球規模の社会課題の解決に向けた取り組みを実施することが望まれます。
-

10. 管理体制の構築

本指針の内容を遵守するために、貴社内の管理体制を整備するとともに、貴社のお取引先に対しても本指針の内容を展開してください。

10.1. マネジメントシステムの構築

【解説】

- 本指針の内容を継続的に遵守するために、マネジメントシステムを構築することが望まれます。
- マネジメントシステムは、環境や品質管理等の分野におけるISOの認証がよく知られていますが、認証の有無に関わらず、本指針の各項目について、PDCA（計画・実行・評価・改善）を実施する継続的な管理体制を整備することが望まれます。

10.2. サプライチェーン全体での推進

【解説】

- 本指針の内容または本指針と同様の貴社の方針を、貴社のお取引先にも展開することが望まれます。
- 貴社のお取引先への展開として、本指針に記載されている内容またはそれと同様の貴社の方針を伝達し、遵守状況をモニタリングし、改善を促すことが望まれます。
- 共に責任を果たし、相互繁栄を実現するために、貴社におかれましても積極的な取り組みが望まれます。

10.3. 鉱物資源の責任ある調達

【解説】

- 紛争地域等における深刻な人権侵害や環境破壊に加担するおそれのある鉱物を使用する材料、部品、製品を使用しないための取り組みを進めなければなりません。
- コンゴ民主共和国およびその隣接国等の紛争地域・高リスク地域で産出される金、錫、タンタル、タングステン等の紛争に関わる武装勢力の資金源となっている鉱物や、採掘・精錬等の過程において深刻な人権侵害や環境破壊を生じさせているその他の鉱物（レアメタルを含む）を直接的・間接的に調達してはなりません。

10.4. 適切な輸出入管理

【解説】

- 法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行わなければなりません。
- 安全保障や貿易管理に関する法令を含め、輸出入に関する関係法令を理解し、遵守しなければなりません。

10.5. グリーバンスメカニズム

- グリーバンスメカニズムを自ら運用するかまたは自社外のメカニズムを利用することが望まれます。
- グリーバンスメカニズムを運用または利用する際は、貴社や貴社のお取引先の労働者および地域住民等への周知、ならびに苦情に誠実に対応することが望まれます。

【解説】

- グリーバンスメカニズムとは、本指針への違反が疑われる行為に対して、貴社や貴社のサプライチェーンの労働者および地域住民等、すべてのライツホルダーやステークホルダーからの苦情を受け付け、是正を促す仕組みを指します。
- 5.5 項の記載と同様、通報者を保護しなければなりません。
- IHI グループは、2024 年から第三者機関と連携したグリーバンスメカニズムの運用を開始しています。本仕組みは、貴社におけるグリーバンスメカニズムとしてもご利用いただけます。

10.6. 取組状況の開示・提供

- 本指針に関する取り組みの情報開示を行うことが望まれます。

【解説】

- ウェブサイトや CSR 報告書等を通じて、本指針に関する取り組みを公開することが望まれます。
-